

コンビニ納付について

上下水道料金が、平成30年4月からコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニの営業時間中はいつでも納付でき、手数料もかかりませんので、お近くのコンビニをご利用いただき、納期限までに納付をお願いします。

ただし、コンビニで納付できるのは、平成30年4月以降に発行された納付書で、納付場所にコンビニエンスストアと記載のあるもののみです。

○納付できるコンビニ ※納付は現金払いのみ

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100

(以上 50音順、令和3年12月時点)

○下記の事項に該当する納付書は、コンビニ納付の対象外です。

- ・バーコードが印刷されていないもの
- ・汚れなどでバーコードが読み取りできないもの
- ・納付書1枚の金額が30万円を超えるもの
- ・金額を訂正したもの
- ・納期限（指定期限）を過ぎたもの

※コンビニで使用できない納付書は、これまでどおり、金融機関や町役場窓口で納付してください。

また、送付した納付書では、東海四県（愛知・岐阜・三重・静岡）以外のゆうちょ銀行・郵便局ではご使用できませんので、コンビニ納付をご利用ください。なお、コンビニ納付に不都合がある等、今後もゆうちょ銀行及び郵便局での納付を希望される場合は、川越町上下水道課（TEL059-366-7118）までご連絡いただきますようお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。